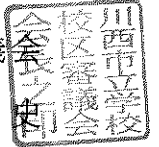


平成27年6月30日

川西市教育長 牛尾 巧 様

川西市立学校校区審議

会長 山内 乾



川西市立幼稚園の園区に関することについて（答申）

平成27年3月17日に諮問のありました標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

答 申 書

平成27年6月30日

川西市立学校校区審議会

川西市立幼稚園の園区に関するについて

1 川西市立幼稚園の園区に関することについて

(1) 松風幼稚園の廃園に伴う園区の設定について

松風幼稚園の廃園に伴う園区の設定については、現行の松風幼稚園区と多田幼稚園区を合わせた園区を、多田幼稚園区とすることが妥当であると判断する。

市立幼稚園と保育所のあり方に関しては、「子ども・子育て支援法」に基づく審議会である「川西市子ども・子育て会議」において審議され、意見提出手続き（パブリックコメント）を経て、市が策定した「川西市子ども・子育て計画」の中に取りまとめられている。

同計画では、松風幼稚園については廃園とすることが掲げられており、当審議会においても、そこに至った考え方やパブリックコメントの概要等を踏まえた上で、廃園後の園区を検討した。

園区を審議する過程においては、地域全体のデザインやまちづくりへの総合的な展開などについても議論がおよび、特に、緑台中学校区に市が予定している民間保育所等の整備については、松風幼稚園の廃園に先立って開設することが望ましいと考えられることから、その時期や規模、位置などについて早急に決定し、地域の方々などに十分な説明をする必要があると考える。また、整備にあたっては、地域の子ども・子育て支援の拠点となるよう、必要な機能を備えた施設とするよう配慮が必要であると考える。

また、通園距離については園区の北端の清流台から多田幼稚園までは、相当の距離があり、徒歩では通園が不可能であると判断せざるを得ない。このため、通園手段について、何らかの配慮が必要となるものと考えられる。加えて、園区外の幼稚園への通園について、現行の柔軟な取り扱いを継続して実施することが必要であると思われる。

さらに、地域から市立幼稚園が無くなることから、幼児教育をはじめとする教育施策の振興を図り、子ども・子育て支援事業の充実を進めるなど、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て世帯の転入を促すなど、地域の活性化を推進する施策の展開が求められている。

前述のとおり、廃園に関しては様々な課題があると認められるところではあるが、

今後、地域が負うこととなる様々な課題に対し、市と地域がビジョンを共有しつつ、廃園後においても、地域の子どもたちを健やかに育むとともに、通園距離が長くなることへの対応策など、地域における子育てに支障を来さぬよう、十分に配慮いただきたい。以上のことを申し添え、松風幼稚園開園以前は、多田幼稚園区であったことや、現行の園区制度が園区を基本としつつも、実質的に他園への通園が可能であることから、多田幼稚園の園区に松風幼稚園の園区を含めるよう、当審議会として判断したものである。

審 議 経 過

諮問事項	諮問日 平成27年3月17日	1 川西市立幼稚園の園区に関することについて (1) 松風幼稚園の廃園に伴う園区の設定について
------	-------------------	--

開催回数	開催日等	審 議 内 容
第 1 回	平成27年 3月17日	第 6 回川西市立学校校区審議会 諮問事項の事務局説明
第 2 回	平成27年 4月21日	第 7 回川西市立学校校区審議会 諮問事項について審議
第 3 回	平成27年 6月 2日	第 8 回川西市立学校校区審議会 諮問事項について審議
第 4 回	平成27年 6月30日	第 9 回川西市立学校校区審議会 答申案について審議 答申

川西市立学校校区審議会委員名簿

(選出区分別五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職名	備考
学識経験者	ウスイ トモミ 臼井 智美	大阪教育大学准教授	
	スエザワ セイン 末澤 誠之	弁護士	
	ヤマノウチ ケンシ 山内 乾史	神戸大学大学教育推進機構・国際協力研究科教授	
学校長等	イヌイ ユウコ 乾 裕子	川西市立幼稚園長会代表	
	カシワ ナオユキ 柏 直行	川西市立小学校長会代表	
	イミ ヒロシ 泉 廣治	川西市立中学校長会代表	
地域の代表	クラ 桂子 久原 桂子	牧の台小学校区コミュニティ推進協議会会長	
	コウ マサル 後藤 正順	緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会会長	
	ヤスダ スズヒロ 安田 末廣	川西北コミュニティ連絡協議会会長	
保護者の代表	ナカイ ナリサト 中井 成郷	北陵小学校PTA	
	ニシムラ ミチコ 西村 美智子	川西中学校PTA	
	マキタ チヨコ 牧田 千代子	川西北幼稚園PTA	

H27.4.1現在

○川西市立学校校区審議会規則

平成5年3月31日

教育委員会規則第5号

改正 平成6年3月9日教委規則第3号

平成6年4月14日教委規則第5号

平成10年3月30日教委規則第8号

平成15年3月31日教委規則第5号

平成15年4月25日教委規則第6号

平成17年1月28日教委規則第2号

平成20年3月27日教委規則第2号

平成22年6月18日教委規則第4号

平成27年2月6日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市立学校校区審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 川西市立幼稚園の園区並びに川西市立小学校及び中学校の校区の設定及び変更に関する事項
- (2) 川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則(平成16年川西市教育委員会規則第9号)第7条第2項第2号及び付則第2項の規定により意見を求められた事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員の任免)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校長等
- (3) 地域の代表
- (4) 保護者の代表

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部学校教育室学務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後最初に行われる審議会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

付 則(平成6年3月9日教委規則第3号)

この規則は、平成6年3月10日から施行する。

付 則(平成6年4月14日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月30日教委規則第8号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月31日教委規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年4月25日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年1月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年3月27日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年6月18日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に川西市立学校校区審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

付 則(平成27年2月6日教委規則第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。